

農地法第18条第6項の規定による通知書に要する書類

【通知先:羽曳野市農業委員会】 (農地の賃貸借の合意解約で、6か月以内に引き渡しできるもの)

No.	書 類 の 種 類		発行 機関	提出部数		返却
				原本	写し	
1	農地法第18条第6項の規定による通知書		市	1		
2	土地登記事項証明書(全部事項証明書)		法務局	1		
	※登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」の記載された、不動産登記情報を添付することにより、登記事項証明書の提出は省略できます。		財民事法 務協会		1	
3	印鑑証明書(当事者全員の分)		市	1		
4	申請地の位置図(付近見取り図)		申請者		2	
5	農地賃貸借解約合意書		申請者	1		1
6	賃貸借契約書		申請者		1	
7	代理人が申 請する場合	委任状	申請者	1		

注 意 事 項	* 合意解約をした日の翌日から30日以内に提出して下さい。(農地法施行規則第68条)	
	* 賃貸借契約書がない場合には、賃貸借契約の時期、契約の期間、土地改良費、修繕費、その他の負担区分等の契約について、わかる範囲内の内容を整理しておいてください。	
	* 共有名義の場合、権利者全員の同意が必要です	
	* 通知書の提出時に本人確認させていただきます。	
	* 委任状には、委任者(通知者)の署名(または記名)のうえ押印してください。	
	* 添付書類は、3か月以内のものとする。	
	※No.2の登記情報提供サービス利用の適用条件:不動産登記情報には「10桁の照会番号」「発行年月日」が記載され、番号取得日の翌日から100日間が有効となります。	

❖18条手続きに入る前の当事者双方が確認する事項(下記項目に留意してください)

確認① 賃貸借契約の耕作者と、現在の耕作者は同一人物か		
同一の時	-----▶ ➡	18条手続き
違う時	* 名義変更手続きをしてください。	
	㊦承継申請を提出して下さい。	申請後 ➡ 18条手続き
	㊧賃借人である耕作者(旧小作人)の死亡時	
	㊨相続関係書類を添付し承継申請を提出して下さい。	申請後 ➡ 18条手続き
確認② 農地の所有者が死亡された時の申請		
未相続の時	* 法務局で相続手続きをした後、農地法3条届出書を提出して下さい。	届出後 ➡ 18条手続き

問い合わせ先・・・羽曳野市農業委員会事務局 072(958)1111 内線4710・4711